

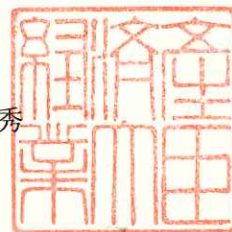
経済産業省

20191023保第8号

令和元年10月23日

株式会社ガス検
代表取締役社長 村本 晃一 殿

経済産業大臣 菅原 一秀



高压ガス保安法第35条第1項第1号に基づく指定保安検査機関
の指定について

2019年9月9日付けをもって申請のあった上記の件については、高压ガス保安法第35条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり指定する。

記

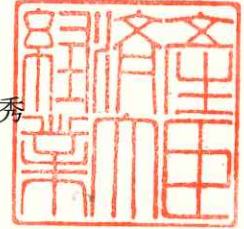
1. 名称及び代表者の氏名
株式会社ガス検 代表取締役社長 村本 晃一
2. 住所
埼玉県朝霞市田島43番地
3. 保安検査を行う事業所の名称及び所在地
朝霞事業所 埼玉県朝霞市田島43番地
厚木事業所 神奈川県厚木市旭町5丁目41番21号
土浦事業所 茨城県土浦市真鍋6丁目15番7号
仙台事業所 宮城県仙台市太白区鹿野3丁目13番1号
4. 指定する区分
液化石油ガス保安規則第78条第4項において準用する同令第77条第2項から第4項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
一般高压ガス保安規則第80条第4項において準用する同令第79条第2項から第4項までに規定する特定施設（空気、酸素、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、フルオロオレフィン、アルゴン、ヘリウム、メタン、アンモニア、アセチレン、亜硫酸ガス、クロルメチル、塩素、水素、ジメチルエーテル、プロピレン、トリメチルアミン、LNG及びCNGに係る施設に限る。）の保安検査を行う者としての指定
5. 指定する地域
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県

経済産業省

20190910保第16号
令和元年10月23日

株式会社ガス検
代表取締役社長 村本 晃一 殿

経済産業大臣 菅原 一秀



高压ガス保安法第58条の30の3第2項で準用する同法第58条
の23第1項に基づく指定保安検査機関の業務規程の認可について

2019年9月9日付けをもって申請のあった上記の件については、高压ガス
保安法第58条の30の3第2項で準用する同法第58条の23第1項の規定に
基づき認可する。